

令和元年10月3日

二本松市議会議長 様

会派名 公明党
代表者名 小林 均



研修報告書

本会派において、下記のとおり研修会に参加したので、報告いたします。

記

1. 研修名 第11回生活保護問題議員研修会
2. 研修日時 令和元年8月23日（金）～8月24日（土）
3. 研修場所 新潟県立大学
4. 講師等 別紙のとおり
5. 参加者 ① 小林 均 ②
③ ④
⑤ ⑥
⑦ ⑧
⑨ ⑩



視察研修結果報告書

1 視察の目的

第11回生活保護問題議員研修会に参加し、生活保護行政の現状を学び、現在わが市でも問題になっている、自動車保有、稼働能力活用の要件、大学進学問題などの運用方法等について、講師の先生や全国の議員との意見交換を通して、地方自治の現場からどのように変革できるのかその方途を考える。

2 視察結果若しくは成果

1日目 8月23日(金)

①【基調報告】「生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか」と題して花園大学教授の吉永純氏より報告があった。要約すると(1)保護基準、(2)大学進学、(3)自動車、(4)稼働能力、の実際の行政での運用や裁判での現状について示され、地方から生活保護行政を変えるための方途を小田原市、野洲市などの事例を挙げて解説された。

②【ミニシンポジウム】「地方から生活保護行政は変えられる！」
先ず、立命館大学准教授の桜井啓太氏より地方の生活保護現場と専門性について、自身の堺市役所在職時代の経験も踏まえ話があった。

次に小田原市役所の企画部企画政策課の加藤和永氏・福祉健康部福祉政策課の塚田崇氏より～ジャンパー事件を契機とした小田原市の生活保護行政の改善～と題して報告があった。

最後に小田原市の元生活保護利用者で、小田原市生活保護行政の在り方検討委員の和久井みちるさんより当事者としての体験、意見を語っていただいた。

小田原市では、「保護なめんなジャンパー事件」を契機として、生活保護行政の改善が進んでいる。また、堺市では、福祉職採用の若手ケースワーカーらの発案で生活保護世帯の大学生等の実態調査を行い、国の制度改善につながっているとのことであった。

※ 添付資料（視察資料、写真、説明者の名刺（写）、行程表 等）

報告者氏名 小林 均

③【指定報告】「新潟県における福祉事務所のあり方に関するアンケート調査結果報告」

新潟県立大学准教授の小澤薫氏より、新潟県内の全32福祉事務所を対象に行ったアンケート調査の報告があった。

それによると、ある程度の専門性を持った中堅のケースワーカーでも、事務量の多さなど多様な負担要素を抱えている。経験の浅い若手のワーカーは、特に余裕のない状態が多い。負担軽減するための支援体制が大事と感じた。

④【特別報告】「福祉事務所における自立支援の取り組み」

新潟県見附市役所こども課の箕輪亜由美さんより、見附市の就労支援の具体例として、「ふれあいプラザの空地」を利用した、農作業と、ボランティア活動を通して、利用者の生活リズムの変化、ひとのために役立つことの実感、やりがいを感じる等々、利用者に笑顔が増えたという。本来のあるべき自立支援とは、本人が自立に向かって努力をすること、その過程に寄り添い、支えていく伴走的支援である、と実感した。

2日目 8月24日(土)

①【第3分科会】「地方から自動車保有要件の緩和をめざす！」

初めに、法政大学教授の藤原千沙さんより、「子育て世帯と生活保護～地方における子育てと自動車」というテーマで、現状の自動車保有要件の緩和への取組について解説をいただいた。

次に南魚沼市福祉保健部の高野正秀氏より、「地方福祉事務所における相談状況と自動車の関連について」と題して、南魚沼市の自動車保有要件緩和の現状を報告いただき、要件緩和に向けた取り組みを参加者全員で討議した。

②【講演】「地方元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得」

生活保護制度については、「制度の運用」と「実施体制」が重要な課題である。福祉事務所における「サービスの質」と「実施体制の量」の二つをどう確保していくかが今の自治体の課題。そこを地方議会で切り込むことができるかが地方議員の腕の見せどころである。



生活保護問題 議員研修会に出席された方へのお願い

本日は、生活保護問題議員研修会にご出席いただき、ありがとうございます。

下記の点に関して、ご留意のほど、よろしくお願い致します。

① 23、24日の両日を通してのお願い

- ・この研修会には、様々な党派・主義の方が参加されています。その点、ご理解下さい。
- ・登壇者の中には、写真撮影NGの方もおられます。ご配慮ください。
- ・会場は両日ともに、この新潟県立大学です。
- ・研修会中は、携帯電話・スマートフォンは電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。
- ・研修会の内容をブログ等に掲載されることは大歓迎ですが、動画中継や配信などはご遠慮ください。
- ・会場内は、いずれも**学内全面禁煙**になっております。ご協力を御願致します。
- ・貴重品は、必ずご自身で管理をお願いします。運営側で貴重品や荷物のお預かりはできませんので、ご了承下さい。

② 1日目（23日）のお願い

- ・会場内の飲食は可能です。
- ・交流会は、福利厚生棟「ぱれっと」にて、18時から開催します。当日申込を若干名受付いたしますので、希望される方はお申し出下さい。
参加費は1,000円（ドリンクと茶菓）です。

③ 2日目（24日）のお願い

- ・2日目は8時45分から受付開始ですが、同時に分科会会場の設営も行います。若干、慌ただしくなりますが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。
- ・昼食のお弁当を申し込まれた方は、**全体会場前**にて配付します。名札が弁当券代わりになりますので、名札をご提示下さい。お弁当は全体会場にてお召し上がり下さい。
- ・お弁当の空き箱は、配付場所までお戻し下さい。

④ 書籍販売について

- ・両日ともに、全体会場前にて生活保護問題・貧困問題に関する書籍の販売をしております。割引価格での販売もしておりますので、ご利用下さい。
地方発送も承ります（代金着払い）ので、ご活用下さい。